

## 第4回 坂井市子ども・子育て会議 議事概要

日時	平成26年10月8日（水）午後7時～
場所	坂井市 多目的研修センター2階 円卓会議室
参加者	石川委員 大坂委員 米元委員 高尾委員 田中委員 多田委員 牧田委員 荒巻委員 事務局:高嶋部長 武田課長 三上参事 土屋参事 井上課長補佐 運営支援: 日本出版 菅原
協議事項	(1) 坂井市子ども・子育て会議傍聴要領について (2) 坂井市子ども・子育て支援事業計画について ① 第5章 子ども・子育て支援事業計画について ② 第2章 坂井市の子ども・子育てを取り巻く現状 ③ 第3章 計画の基本的な考え方 ④ 第4章 施策の展開 ⑤ 第6章 推進体制 (3) 保育料について
資料	資料1 坂井市子ども・子育て会議傍聴要領 資料2 坂井市 子ども・子育て支援事業計画 素案 当日配布 保育料関係

### 1. 開 会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 議題

会長：議事に入る前に、出席委員の確認。12名のうち4名が欠席だが、過半数の出席をいただいている。議事ごとに質問の機会を設けたいと思う。

#### 【議題1. 傍聴要領について】

事務局：＜資料1にもとづき説明＞

次回以降傍聴希望があれば、受け入れる予定。ご了承いただけるか。制定の日付は本日10月8日にしたいと思う。

会長：よろしいか。異議がないようなので、了承したい。

続いて、素案について第5章よりご説明願いたい。

【議題2. ①第5章「子ども・子育て支援事業計画」

「2. 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策」・「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策」】

事務局：＜資料2にもとづき説明＞

会長：何かお気づきの点があればお伺いしたい。

委員：放課後児童クラブについては小学校3年生でさえ入りきらない子どもがいると思うが、高学年も含めて段階的に整備を進めていくというのは現実的に可能なのか。

事務局：希望者、低学年42%、高学年18%、一人当たりの面積が国の基準で1.65平米。

施設に応じてそれぞれ出しているが、平成27年度に関しては、磯部小学校、春江西小学校、大石小学校、坂井町兵庫小学校が6年生までの入所は無理。学校にも話はしている。春江西小学校と大石小学校は、平成28年からは、幼保一元化の関係で春江西幼稚園と大石幼稚園が空くことになるので、その空きスペースを使って放課後児童クラブでの使用の了解を得た。今交渉している施設を借りることができれば上手くいく地区もある予定。しかし、平成27年度は、磯部小学校は大規模改修工事があり、今使っている施設が使えなくなるので、その分を新しい施設でカバー出来ればと思っているが、6年生までは難しいと考えている。兵庫小学校は、兵庫幼稚園が空くが地域のみなさんの利用希望があるので、すりあわせが必要。高椋小学校では多目的教室を来年から18時半まで使ってよいことになり、春江東小学校は、小学校の施設を18時半まで使ってよいことになった。ただし想定を低学年42%、高学年18%としているので、想定以上に応募が来た場合は優先順位をつけて、断らなければならない子も出てくるかもしれない。今までの過程においては、申し込みを受けて、入る要件があるのにお断りしているということはない。長期休暇だけにまわってもらったということはあるが、1～3年生でお断りしたことはない。

事務局：44ページからの量の見込みと確保策だが、中間とりまとめとして9月末に県・国へ報告している。その結果を受けて、内容への修正が必要であると指導があるかもしれない。その時は皆さんにおはかりしつつ、修正したい。

委員：平成 27 年度以降、途中入所は可能なのか。

事務局：保育所などは人員の関係で難しいところはある。放課後児童クラブは、施設的に厳しいところもあるが今のところは受け入れている状況だ。

委員：定員いっぱいのところは無理なのか。

事務局：無理して入れている状況だ。一人当たり 1.65 平米の比重を下回っているところもある。例えば兵庫小学校の児童館では、勉強部屋は一人当たり 1 平米もないが、ホールがあるので、勉強時間をずらすなどして、勉強部屋とホールをうまく使い分けている。一応定員を設けているが、定員以上の人数を受け入れているクラブもある。クラブは市全体で管理すると言っているけれども、どうしても学校単位になってくるので厳しい状況のところもある。平成 27 年末、28 年にはなんとかしたいという思いはある。

委員：平成 26 年度、市役所から言われたということでこちらに入ってくる子が何人もいたがそれはなぜか？

事務局：委員のところで受け入れ可能ならお願いしたいと思い、まわらせていただいた。

事務局：9月の議会で児童クラブに関する条例をだし、認めてもらった。議会からも、今後の見込みや児童クラブと放課後子ども教室の一体的な活用などについて意見があったので、円滑に運用できるような形はとっていきたい。一人当たり 1.65 平米を確保しながら、出来る限りそれに近づけるように確保していきたいと考えている。

会長：46 ページ。「平成 28 年度よりすべて幼保園となる」と明記して大丈夫なのか？

事務局：計画的にすすめている。平成 28 年にはすべて幼保園になる予定。保育所型の幼保園、幼稚園型の幼保園というのは残るが、幼稚園が幼保園になる場合は、3・4・5 歳児の幼保園ということになる。保育所を幼保園にする場合は、0～5 歳児までの幼保園になる。保育所は全てが幼保園になるわけではなく保育所だけが残るところもある。

会長：一時預かり事業について、私立の幼稚園 1 園と公立の幼保園で全て受け入れ体制をつくるということによろしいか。

事務局：はい。

会長：他になければ第2章の検討にうつりたい。

【②第2章「坂井市の子ども・子育てを取り巻く現状」

「3. 目標事業量に対する達成状況」・「4. 施策目標の達成状況」】

事務局：＜資料2にもとづき説明＞

会長：ご意見があればお願いしたい。

会長：18ページの評価で△がついている事業については、今後の対応をどうしていくのか。

事務局：第3章で、今後の取り組みを記載しているので、そこで対応する。

子育て支援課以外の事業もあるので、部内・部外調整もしていく。改善していくという方向で記載していきたいと思う。

会長：数値目標なのでなかなか難しいところも事業によってはあるかと思う。

事務局：特に気になる事業があればご指摘いただきたい。

委員：改善できず、というのはどういうことか

会長：目標に到達できなかったということだろう。

会長：他にお気づきの点は？

委員：前回も言ったと思うが、小学生の子どもたち、親が二人とも働いていれば児童館や放課後児童クラブなどに入れるということだが、共働きでない場合などはむしろ孤立してしまう場合がある。スポーツクラブに入ったり習い事したりして友達との活動出てくると思うが、それはお金がかかる。孤立したケースをいくつか見ている。お金払った子しか利用できないとなると、孤立する子が出てくる。親が働いていても働いていなくても、地域の子どもたち誰もが、講座が受けられたり安心して遊んだりできると良いと思う。

事務局：18 ページから 21 ページまでは前回の計画での達成状況。今後平成 27 年度から 5 年間の取り組みについては、第 3 章以降になる。そこで記載されている内容で足りているか足りていないかについてご意見いただきたい。

委員：地域活動というものがあり、移動動物園などがあるが、そういった活動がもっとどこでもできたらいいと思う。そのようなことをやっているところが減ってきていると聞く。また、そういった色々な事業をコーディネートしてくれるといいと思う。

会長：平成 27 年度からの計画にどういう風に盛り込んでいくかというところになる。第 3 章にうつり考えたい。

委員：18 ページ、平成 26 年度実績見込みのところ、「⑥」とは？

事務局：「⑤」の記載誤りである。申し訳ありません。

会長：第 3 章に移る。

#### 【③第 3 章「計画の基本的な考え方」

「1. 子ども・子育ての基本理念」・「2. 基本視点」・「3. 施策の体系」】

事務局：＜資料 2 にもとづき説明＞

会長：前回スローガンについてご協議頂いた。文言が決定して、それに基づいて基本的視点が示されている。それをもとにさらに基本目標・施策の方向が示されている。ご意見があればお願いしたい。

会長：22 ページ、「すべての施策の真ん中に子どもを据えながら」、という考え方は大事にしたいところ。チルドレンファーストという理念で推し進めていきたい。特にご意見なければ第 4 章にうつりたい。1 項目ずつすすめたい。

#### 【④第 4 章「施策の展開」

「1. 子どもが笑顔で育つまち」・「2. 家庭が笑顔で育つまち」・「3. 地域が笑顔で育つまち」】

事務局：＜資料 2 にもとづき説明＞

会長：「1. 子どもが笑顔でそだつまち」についてのご意見をおねがいしたい。

委員：初めの文章が、4行もあり長すぎるので途中で切るなどしてもう少し読みやすくしたほうがよい。

事務局：はい。

会長：他はいかがか。

会長：26 ページ最初の文、「幼保連携」というのはどういう意味合いで使われているのか。「保・幼・小」ではなくていいのか。「保・幼・小」の方がいいのでは？一連化をめざすという意味の言葉づかいなのか。

事務局：確認する。

会長：次世代育成支援行動計画をきちんと把握していないからかもしれないが、1「幼保一元化」、2「幼稚園3年保育の検討・推進」の担当課が、1で子育て支援課、2で教育総務課とあるが、1は一元化を進めていこうという考え、2は幼稚園3年保育を進めていこうという考え。このあたりをどうやってやりとりしているのか。

事務局：現在の担当課レベルで記載している。幼稚園3年保育の検討推進は教育委員会で考えているのだが、幼保一元化と同時に3年保育になる部分もある。幼保一元化になった時点で担当が変わる。幼稚園部分は教育委員会から抜けることはできないので、幼稚園3年保育は、教育総務課ということになっている。実際、3年保育をしているのは春江東幼稚園のみ。5歳児のみが春江のみ。4・5歳が三国、坂井。最終的には全ての園で幼保一元化を考えている。

事務局：議会でも実は意見が出て、窓口一本化の話も出てきたが、保育園は子育て支援課、幼稚園は教育総務課になっている。これからの大きな課題ではあるが、現在はこういう形で進めているのでご理解いただきたい。

会長：どちらも「教育」ということになるのでそのあたり不整合にならないように。

事務局：委員からあった、子育て支援事業の充実の中で、保護者が共働きでない子どもへの対応だが、現在ある施設の見直しも必要である。児童館でも旧4町でそれぞれ

の活動がすすんでいるが、もう少し整合性を図る必要があると思っている。公民館をコミュニティセンター化していこうということで、市全体で色々検討している。コミュニティセンター化することになれば、子育てに関することも入ってくると思うので、コミュニティセンターの方向も定めながら、具体的な事業内容を示させていただきたい。

副会長；そう思っている。

委員：保育士としては、26 ページで保育の質的な向上という部分で気になるところがある。保育の質の向上や保育士の資質の向上がスローガンであげられるが、3歳児であれば20対1のところを15対1にすることが必要。また年間2日間の研修期間を設けるため研修保育士を配置するなどを国で定めているが、坂井市はまだ進んでおらず、保育士の改善については考えていないのか。

事務局：委員のからの意見での保育支援員の制度について、新制度の中ではそういったことも取り込まれている。今現在正規職員の数が不足している状況もある。特に公立では質も含めてだが保育士確保が厳しい現状である。新しい制度に基づいてしっかり対応させていただきたいと思う。もう1点、29 ページ。坂井市が「健康都市宣言」をするにあたり、来年3月には健康に関する条例も制定させていただきたい。食育等も含めていろいろな施策を進めていかなければいけないと思っている。市として健康を推進していくということになっているので、具体的な施策が出てくれば追加したいと思っている。新たな事業が出てきた場合も追記させていただく。

会長：30 ページ。47 番の「保育園における食育の推進」について、食育の推進は保育所だけでなくでよいだろう。施策の縦割りをする必要はないはず。統一できるならすすめていただきたい。28 ページ。31 番の「ファミリーサポートセンター事業」の担当課の観光産業課で下線ひいてあるが、どういう意味か。事業評価が△が気になるところである。

事務局：下線は特に意味がない。すみません。

会長：ひとつの事業をふたつの所管が担当しているというのは？

事務局：ファミリーサポートセンター事業の成り立ちが、商工分野、勤労者向けのサービスということもあったので、労働関係の所管を書いていた。子育て支援の側面も

当然あるので、子育て支援課も入っている。

会長：私からは以上。「2. 家庭が笑顔で育つまち」についてお願いしたい。

事務局：＜資料2にもとづき説明＞

会長：31ページ以降でご意見があればお願いしたい。37ページの最後3つ新規事業になると思うが、簡単で結構なので説明いただけるか。

事務局：新規と記載しているが21年度に作成した「次世代」では記載されていなかった項目ではあるが、その後、現在までに開始された事業だ。「すくすく商品券」は、第3子以降の子どもが就学の間は、一人当たり5万円の商品券を公布しているというものだ。

会長：平成27年度からもこれらの事業をすすめていくということ。

委員：第1章と第2章では「本市」になっていて、第3章は「坂井市」になっている。

事務局：統一する。32ページ、5「妊婦健診」については来年からの法律の改正があるので、助成回数が変わるかもしれない。平均的には14回であるが、ある市では、回数を設けず必要な分だけ支援するということもある。

委員：母子手帳が親子手帳に変更になったと聞いている。記載がないがどうなっているか。

事務局：名称は母子手帳、通称が親子手帳。記載はどちらかで考えたい。

委員：名前が変更になっただけで中身に変更はないか。試験的に健康増進課で父子手帳を配ってくれていたが、今回は親子手帳になるため父子手帳配布は止めになった。父親に対して配布していたものを止める必要はあるのか。

事務局：中身の内容に変更はない。父子手帳については確認する。

会長：パパチケットのことか？

委員：いえ、配布率50%ぐらいで希望者のみに配っていたもの。



会長：33 ページ。5「父親の子育て推進事業」とも関わってくるところなので確認をお願いしたい。

委員：34 ページ。※のところは今後は記載されないということか。

事務局：ここについては、※は次回会議までにこういった項目も追加すると考えているということ。

会長：国が、この項目を書き足してもいいとしている。

委員：26 ページ、順番が気になる。新1を1番に持ってきたのは1番大事だということか。

事務局：最重要項目というわけではないが、同じような内容を言っているところもあったので今回組変えしている部分もある。

会長：「3. 地域が笑顔で育つまち」に移る。

事務局：＜資料2にもとづき説明＞

会長：いかがか。

委員：39 ページ。98「スポーツ施設の整備」の中、「子ども」が漢字になっているので直してほしい。

会長：地域社会のことなので、いろいろな所管課が関わってくるところ。ご意見いかがか。

委員：39 ページ。99「公園維持管理」と100「児童小遊園地遊具整備補助金事業」。子どもが外で遊んでいる時、神社のところにある遊具、区の中の遊具が、錆びついたりぐらついたりする。危ないと思う箇所があるので、せつかく計画たてるのであれば大きな公園でないところでもやってほしい。

事務局：神社にある遊具は区で管理している。修繕は対象にはならないが、遊具の交換は補助率1/2、上限30万は市が補助する。区長さんと話していただけるとよい。都市公園については市が管理しているので、都市計画課に言ってもらえるとありがたい。

事務局：児童小遊園地の修繕に関しては、社会福祉協議会で補助を行っている。例えば、金額は覚えていないが、区の方々が自分で塗ったペンキなどの修繕費は補助できる制度はある。計画の中に盛り込んでいくかどうか。検討して盛り込めるようであればしていきたい。

事務局：事前配布の資料の最後に今回削除した事業の一覧も入れている。こちらは中高生が対象になっているものなので今回の計画からは外している。58の「思春期教室」は次世代の親になる子どもたちへの啓発という面で大事な部分かとも思うので、各関係課と協議のうえ、また追加したいと思う。

会長：一旦今は外してあるということだ。第4章見てきたが何かご意見はいかがか。

委員：青少年育成事業を今まで関わってきたが、毎年予算は少なくなっている。充実に努めますと書いてあるが、毎年予算が減っている。頑張ってもらいたい、という希望がある。しかしここでうたっていないともっと減らされてしまうと思うので、ぜひ記載と、さらに充実をお願いしたい。

会長：今回外す事業の中でも、事業自体がなくなるわけではないのだろうが、オール坂井市として関わっていくようお願いしたい。他になれば次に移りたい。

事務局：＜資料2にもとづき第6章説明＞

51 ページ。推進体制について。「計画の評価・検証」皆さまの任期が2年となり平成27年末まで。来年度は計画1年目であり、どういった進捗状況であるかを報告する。平成28年度以降も毎年計画の状況の確認をしていく。

会長：推進体制についてだが、この会議が計画全体の評価・検証を行っていくということの確認。施策の評価の仕方は数値目標に対する達成度が指標になるのか。◎○△のような方法？

事務局：事業によっては数値目標が立てられないものもある。数値目標設定できるものに関しては、設定したうえで評価していくことになるかと思う。

委員：予算は、その執行の関係でみられると思う。子ども育成の予算については、子どもの数が減ったからといって全体的に予算を減らすことはやめてほしい。交通安全、安全点検については予算が減っていてもきちんとしてほしい。

事務局：予算の編成をする際に、担当課としては計画をすすめる段階でどこかに意見を求めて反映させることが重要だと思う。子育てに関しては、いただいた意見を基に予算編成や要求をしていくことになるので、ご意見をいただきながら進めたいと思っている。

委員：国の議会でも、高齢者への慰労金を減らして子ども事業の方へまわしたら、子どもの人口が増えたといって批判を受けたということもあったが、坂井市としてはどこにどうしていくのか。お年寄りへの事業よりも子どもへのサポートをより厚くしていくことも大事ではないか。

事務局：平成 25 年度の場合、福祉保健部全体予算 94 億のうち 51 億は子育て関係に使わせていただいた。残りは健康増進と高齢福祉と福祉一般があるが、全体予算の中で 51 億は比率が高い。扶助費についてもこれから決して少なくなるとは思わないので、予算としてしっかりと確保していかなければいけない。

委員：お年寄りをないがしろにするわけではないが、お年寄りをサポートするためには若い力が必要で、子育て支援が大事なのだということをみなさんに知っていただく必要があるだろう。

事務局：今の考えではお年寄りも支援される側から支援する側にもなってもらおうということになる。子育てにも協力してもらおうことが必要になってくる。この会議でのご提案が予算に繁栄できればと思う。

委員：そういう発信も、ぜひ子育て支援課からしてほしい。

会長：他にご意見ないか。すべての市民と命が大事だが、「施策の真ん中に子どもを据える」、という意味を込めて、メリハリのある予算編成していただければと思う。最後、保育料についてご説明いただきたい。

### 【議題 3. 「保育料について」】

事務局：＜資料にもとづき説明＞

会長：ご意見いかがか。

委員：坂井市は安いということをもっともっとアピールしていければいいと思う。

事務局：他に減額をしていくという自治体もあるようだ。比較は難しいが、県内ではかなり安い部類には入っていると思う。そのあたりも確定したら皆さんにお知らせしたいと思う。階層区分が今まで所得税の区分だったが、市民税の所得割額が基準になる。所得税と住民税の金額で差があるのでどうなるか考えた。一つの保育所で検証してみたところ、金額の増える方が9名、金額の減る方が18名いる。総額的にみると少し下がってくることになる。階層が変わって保育料が上がる方もいるので、それだけはお含みおきいただきたいと思う。

会長：保育標準時間と短時間とで分かれるが、保護者へ説明の機会はあるか。

事務局：そのための説明会を設ける予定はないが、時間の認定事務の際に、お伝えしていきたいと思っている。

事務局：保育料については財政との協議をした。現行を維持する方向で設定させていただいた。今は保育料を上げる時でも下げる時でもないということ。

委員：市の健全なバランスを考えるうえで難しいとは思う。11時間が標準時間とは子どもにとってはよくないことだと思うが。

会長：標準時間と短時間とで保育料に差ができるかなと思っていたが、意外と差がないので誤解されないか懸念する。

事務局：今まで、早く迎えに来てくれる場合は保育料を1/4返すという制度を2年前から県が先行してやっていた。それを経験している家庭にとっては今回の料金設定に疑問がわくのではないかと思う。新しい制度が始まると1/4返金制度はなくなる。

事務局：国自体が標準時間と短時間であまり金額の差をもたせていない。そこの比率を保つ必要があるかこちらも考えた。

会長：国に言わせれば、時間が多少変わってもさほど金額に差が出ないという説明。

委員：実際みてみると、友達関係、遊ぶ子がないなどの理由で長い時間にしている人が多い実態もある。

会長：会議としては保育料の資料の扱いはどうすれば？

事務局：まだ正式な確定ではなく方向性のお示しと、それに対するご了承をいただくというところにとどめさせていただきたい。

会長：他にいかがか。

事務局：その他、前回にもお知らせをしているが、次回会議は、12月10日（水）19：00～でお願いをしたい。協議いただいた修正を含めて資料をお渡ししたい。すくすくジャパンの改訂版が出ているのでお渡しする。保育時間の内容が追加されている。時間は預けた時間ではなく、保育所の開所時間で、設定時間枠のことであり、それ以外は延長保育となるということを国が明示していきっている。保護者へ説明予定である。確定した説明資料が揃っていない状況。確定した時点でなるべく早くお知らせしていきたい。連絡は以上。

委員：説明で7時半から18時とあったが。

事務局：これはあくまでも例なので、坂井市の標準時間は7時から18時、短時間は7時から16時までと考えている。朝は短時間も変えないでおこうと考えている。

会長：これで議題は終わる。

事務局：だいたい形が見えてきた。今回は中まで詰めた状態でお示ししたいと思う。これをもって閉会とする。